

防医総総第 331 号

5. 4. 30

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長
高等看護学院 長

防衛医科大学 校 長

自衛官の夏用及び冬用制服の混用期間について（通達）

標記について、5月1日から5月31日まで及び10月1日から10月31日までの間と定めたので通達する。